

各所属所長 殿

公立学校共済組合鹿児島支部事務局長

令和6年12月2日以降における鹿児島宿泊所利用補助利用時の本人資格確認に係る取扱いについて（通知）

このたび、令和6年12月2日をもって組合員証及び被扶養者証等（以下「組合員証等」という。）の新規発行が廃止されることに伴い、鹿児島宿泊所利用補助における本人資格確認について下記のとおり取り扱うこととしますので、貴所属所の組合員へ周知してくださるようお願いいたします。

記

1 本人資格確認書類等（別紙参照）

資格確認時は以下のいずれかを提示してください。

- (1) マイナポータルの資格情報画面（保存したPDFファイルでも可）
- (2) 資格確認書
- (3) 現行の組合員証等（令和7年12月1日までの利用）

2 その他

今後の地方公務員等共済組合法施行規程の改正に伴い、上記の内容に変更が生じる場合があります。その際は別途お知らせします。

公立学校共済組合鹿児島支部福利係  
（県教育庁総務福利課内）担当 上酔尾（かみエノオ）  
TEL：099-286-5217 FAX：099-286-5663  
※県立学校における本文書の文書管理表上の  
分類記号：「B-7-2（共済組合）」

## 令和6年12月2日以降 鹿児島宿泊所利用補助利用時にご提示いただく書類等

### (1) マイナポータルの資格情報画面



マイナポータルにログイン後、「健康保険証」をタップする。

資格情報画面が表示されたらスクロールし、資格を確認。

保存したPDFファイル「医療保険の資格情報」で確認する場合

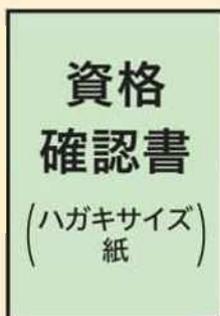
画面の提示、プリントアウトの提示いずれも可能ですが、保存日時が概ね1か月以内の日付であるかを確認してください。



概ね1か月以内の日付が確認。

資格を確認。

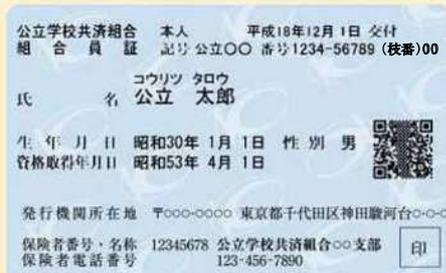
### (2) 資格確認書



資格確認書で確認。

### (3) 現行の組合員証等

(令和7年12月1日まで)



従来どおり組合員証等で確認。